

道民カレッジ（ジュニアコース）受講システム及び称号授与について

<小中学生の道民カレッジ受講の意義>

道民カレッジは道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図ることを目的に実施している。次代を担う小中学生が北海道や自分の生まれ育った地域を知り理解することを通して、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質、能力等の生きる力を育成するものである。

<受講システム>

1 対象

道民カレッジ（ジュニアコース）の受講対象は小・中学生とする。

2 指定講座及び連携講座（ジュニアコース）の認定。

(1) 指定講座とは、連携講座（ジュニアコース）の中から北海道の未来を担う次世代の育成に資するものの中から指定する講座であり、青少年のリーダーを養成する事業や北海道のグローバル化を担う人材育成事業、北海道の教育の喫緊の課題に対応した事業を含むものからセンター運営協議会専門部会が指定するものとする。

(2) 連携講座（ジュニアコース）の選定条件

- ①道民カレッジに賛同する機関や団体、企業等が開催するもの
- ②北海道の歴史や文化等を中心とした「ほっかいどう学」をはじめ、学力や体力の向上、望ましい生活習慣の定着事業に関するもの
- ③豊かな体験活動を通じた青少年の健全育成事業に関するもの
- ④青少年のリーダー養成やグローバル化を担う人材育成事業、ボランティア活動などの事業に関するもの

3 学習単位の認定 ※道民カレッジの称号奨励賞授与等取扱要領に準拠

小中学生の道民カレッジ生が、指定講座、連携講座を受講した場合の学習単位の認定は以下のとおりとし、道民カレッジ手帳に学習単位を記録する。

(1) 指定講座は、1泊2日の事業で1講座とし、全日程の8割以上の出席で必修4単位を認定する。

(2) 連携講座（ジュニアコース）は、講座時間数にかかわらず1日日程の事業で1講座とし、登録した連携講座全日程の8割以上の出席で1単位を認定する。（2日日程の事業は2単位とする）

4 称号の授与

道民カレッジ（ジュニアコース）において、次に定める履修方法により所定の単位を取得した場合、本人の申出により次の称号を授与する。

(1) 50単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ ジュニア学士」の称号を授与する。

(2) 100単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ ジュニア修士」の称号を授与する。

(3) 150単位を取得した場合、小中学生向け連携講座の履修単位により「道民カレッジ ジュニア博士」の称号を授与する。

※参考：小学校3～6年と中学校1～3年（7年間）
 学士号：1年で8単位×7年＝56単位、修士号：1年で16単位×7年＝112単位
 博士号：1年で24単位×7年＝168単位

5 履修方法

(1) 称号取得のために必要な最低単位数は、次のとおりとする。

	指定講座（必修単位）	連携講座（専門単位）	合計
履修講座	北海道・北海道教育委員会が主催する 青少年のリーダー養成やグローバル 化を担う人材育成事業、ボランティア 活動などの事業 <例> ①道教委の青少年リーダー養成事業 （2泊3日）2講座 ②Jr イングリッシュキャンプ、イングリッシュキャンプ （1泊2日、3泊4日、4泊5日の 計3回）8講座 ③青少年体験活動支援施設のパイ ロット事業及び共通事業 （1泊2日）1講座	① 各管内、各市町村の事業（講座） ② 青少年体験活動支援施設の事業 （講座） ③ 民間、社会教育関係団体等の事業 （講座）	ジュニア 学士
	8単位（1講座4単位程度×2回）	42単位（1講座1単位程度×42回）	50単位

(2) 前項の規定により、ジュニア学士の称号を取得する要件を満たした者が、ジュニア修士の称号を取得するためには、さらに必修単位8単位を取得して、必修単位16単位と、専門単位で84単位、合わせて最低100単位の取得を必要とする。

(3) 前項の規定により、ジュニア修士の称号を取得する要件を満たした者が、ジュニア博士の称号を取得するためには、さらに必修単位8単位を取得して、必修単位24単位と、専門単位で126単位、合わせて最低150単位の取得を必要とする。

6 称号授与の手続き

(1) 称号の授与を希望する者は、申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、手帳とともに道民カレッジ事務局（以下、「事務局」という。）に提出する。

(2) 事務局は、提出された手帳の取得単位を確認し、称号授与の要件を満たしているかを確認し、認定書の交付を行う。

(3) 称号の授与は、称号別の認定証（別紙様式①～③）の交付をもって行う。